

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年3月30日(水) 午前9時30分から午前10時44分
会議場所	糸魚川市民会館 3階会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席15名、欠席4名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、15番齋藤清美委員、16番川合次夫委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：2番片山敏隆委員、7番米原文明委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：1番伊藤力委員、2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、18番白澤実委員 欠席：10番猪又正巳委員、17番草間芳隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上31名)</p>
出席職員	木島農業委員会事務局長、星野同次長、水島同係長、伊藤同主査、石曾根同主査(書記)
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	9番 委員
	10番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.25～No.26 2件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.39～No.42 4件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.135～No.158 24件
- 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について
No.5 1件
- 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.811 1件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
No.3018～No.3019 2件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.559～No.646 88件
- 議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.16～No.23 8件

日程第4 その他

ア 次回農業委員会の日程について

イ その他

- ・令和4年度糸魚川市農業委員会運営方針（案）について

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、2番片山敏隆委員、7番米原文明委員、11番福田幸生委員、14番稲葉淳一委員の4名です。なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p style="text-align: center;"><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて></p> <p>報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>説明いたします。1頁をご覧ください。 25番能生地区の件ですが、能生地内の10筆1,351㎡について、山林になっております。 26番糸魚川地区の件ですが、一ノ宮地内の1筆516㎡について、原</p>

議長	野になっております。 以上で、説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 水島係長	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 説明いたします。2頁をご覧ください。 39番下早川地区の件ですが、東海地内の2筆346㎡について、労力不足のため休耕するものです。 40番西海地区の件ですが、水保地内の2筆1,312㎡について、労力不足のため休耕するものです。 41番糸魚川地区の件ですが、横町4丁目地内の3筆1,962㎡について、労力不足のため休耕するものです。 42番能生谷地区の件ですが、島道地内の8筆4,149㎡について、労力不足のため休耕するものです。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長 水島係長	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 説明いたします。3頁をご覧ください。 135番下早川地区の件ですが、下出地内の1筆262㎡について、労力不足のため解約し、その後は休耕するものです。 136番下早川地区の件ですが、西塚地内の1筆515㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 137番下早川地区の件ですが、西塚地内の2筆1,561㎡について、</p>

労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

138 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆5,967㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

139 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

140 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆666㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

141 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆2,036㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

142 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆1,223㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

143 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,576㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

144 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,400㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

145 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,676㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

146 番根知地区の件ですが、東中地内の4筆2,838㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

147 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆890㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

148 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,367㎡について、農地集約のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

149 番根知地区の件ですが、別所地内の1筆227㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

150 番能生谷地区の件ですが、平地内の1筆2,165㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

151 番能生谷地区の件ですが、平地内の5筆2,162㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

152 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の4筆4,249㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

153 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆523㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。

	<p>154 番能生谷地区の件ですが、槇地内の1筆2,389 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>155 番能生谷地区の件ですが、須川地内の27筆2,986.83 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>156 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆924 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>157 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆745 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>158 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の5筆3,138 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第4号 農地使用貸借契約の解約について> 報告第4号 農地使用貸借契約の解約について説明を求めます。 説明いたします。9頁をご覧ください。</p>
議長	<p>5番下早川地区の件ですが、五十原、西塚、東塚地内の19筆11,628 m²について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 水島係長	<p><報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第5号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。 説明いたします。10頁をご覧ください。</p> <p>811 番糸魚川地区の件ですが、寺町4丁目地内の1筆274 m²につい</p>

<p>議長</p>	<p>て、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、えちごトキめき鉄道の線路沿いの場所です。道路と段差があり不便なため嵩上げを行い、畑として耕作するものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
<p>議長</p>	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について></p>
<p>石曽根主査</p>	<p>議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。</p> <p>説明いたします。11頁をご覧ください。</p>
	<p>3018 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆1,125㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、旧中早川小学校跡地近く場所です。譲渡人は市外在住で耕作ができないため、申請地の近くに居住する譲受人へ農地を譲りたいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、下早川地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p> <p>3019 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆549㎡について、売買による所有権移転です。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市</p>

	<p>道楨能生線沿いの場所です。譲渡人は、居住を県外へ移す予定であり申請地の管理ができなくなるため、現在耕作している譲受人へ譲り渡したいものです。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、申請者の耕作農地、所有農機具、農作業従事の状況は、問題ないと見込まれます。農地法第3条第2項第5号の下限面積要件ですが、能生谷地区の20a超の耕作面積です。農地法第3条第2項第7号の地域調和要件ですが、問題ないと見込まれます。また、農地法第3条第2項第3号（信託）、第6号（転貸）については、該当なしで問題ないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第2号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第2号 農用地利用集積計画案について、88件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p>
議長	<p>〔恩田委員退室〕</p>
石曾根主査	<p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>説明いたします。17頁をご覧ください。</p>
	<p>576番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の19筆6,579.48㎡について、更新するものです。</p>
	<p>577番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆4,047㎡について、更新するものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びにご意見がございませんので、本</p>

<p>議長 石曽根主査</p>	<p>案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕 その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。12 頁をご覧ください。 559 番下早川地区の件ですが、東海、堀切地内の 3 筆 5,992 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 560 番下早川地区の件ですが、田屋、道明地内の 4 筆 4,330 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 561 番下早川地区の件ですが、道明、西谷内地内の 3 筆 6,319 m²について、更新するものです。 562 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 1 筆 731 m²について、更新するものです。 563 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 3 筆 2,559 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 564 番下早川地区の件ですが、上覚地内の 2 筆 3,871 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 565 番下早川地区の件ですが、下出地内の 5 筆 4,363 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 566 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 5 筆 3,916 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 567 番下早川、上早川地区の件ですが、五十原、越地内の 5 筆 6,285 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 568 番下早川地区の件ですが、五十原、東塚地内の 4 筆 2,136.4 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 569 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の 12 筆 2,803 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 570 番下早川、上早川地区の件ですが、西塚、越地内の 6 筆 1,517 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 571 番下早川地区の件ですが、五十原地内の 3 筆 4,540 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 572 番下早川地区の件ですが、西塚、東塚地内の 26 筆 8,567 m²について、借り受けて規模拡大するものです。 573 番下早川地区の件ですが、東塚地内の 2 筆 3,259 m²について、</p>
---------------------	---

借り受けて規模拡大するものです。

574 番上早川地区の件ですが、越地内の1筆224㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

575 番上早川地区の件ですが、宮平地内の1筆944㎡について、更新するものです。

578 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,953㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

579 番上早川地区の件ですが、砂場地内の3筆2,230㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

580 番上早川地区の件ですが、砂場地内の1筆1,027㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

581 番上早川地区の件ですが、北山地内の2筆360.32㎡について、更新するものです。

582 番上早川地区の件ですが、北山地内の1筆250㎡について、更新するものです。

583 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,068㎡について、更新するものです。

584 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,017㎡について、更新するものです。

585 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆349㎡について、更新するものです。

586 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆960㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

587 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆868㎡について、更新するものです。

588 番大和川地区の件ですが、梶屋敷地内の1筆1,596㎡について、更新するものです。

589 番西海地区の件ですが、川島地内の1筆77㎡について、更新するものです。

590 番西海地区の件ですが、川島地内の3筆389㎡について、更新するものです。

591 番西海地区の件ですが、川島、成沢地内の2筆4,274㎡について、更新するものです。

592 番西海地区の件ですが、水保地内の1筆1,713 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

593 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,884 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

594 番西海地区の件ですが、田中地内の1筆713 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

595 番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆524 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

596 番西海地区の件ですが、成沢地内の1筆227 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

597 番糸魚川地区の件ですが、蓮台寺1丁目地内の4筆1,946 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

598 番糸魚川地区の件ですが、南寺島1丁目地内の3筆1,402 m²について、更新するものです。

599 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,047 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

600 番根知地区の件ですが、栗山地内の1筆433 m²について、更新するものです。

601 番根知地区の件ですが、大神堂地内の1筆906 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

602 番磯部地区の件ですが、徳合地内の1筆1,009 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

603 番磯部地区の件ですが、徳合地内の4筆3,787 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

604 番磯部地区の件ですが、徳合地内の3筆3,092 m²について、借り受けて規模拡大するものです。

605 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,993 m²について、更新するものです。

606 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆2,975 m²について、更新するものです。

607 番能生谷地区の件ですが、小見地内の1筆3,011 m²について、更新するものです。

608 番能生谷地区の件ですが、平地内の5筆4,016 m²について、借

り受けて規模拡大するものです。

609 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆327㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

610 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の1筆523㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

611 番能生谷地区の件ですが、大沢地内の4筆4,249㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

612 番能生谷地区の件ですが、須川地内の26筆2,982.93㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

613 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆924㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

614 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆745㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

615 番能生谷地区の件ですが、川詰地内の1筆1,265㎡について、更新するものです。

616 番能生谷地区の件ですが、高倉地内の5筆3,138㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

617 番能生谷地区の件ですが、下倉地内の2筆4,254㎡について、更新するものです。

618 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の1筆1,773㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

619 番能生谷地区の件ですが、柱道地内の3筆2,312㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

620 番能生谷地区の件ですが、鷲尾地内の1筆1,209㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

621 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆1,106㎡について、更新するものです。

622 番能生谷地区の件ですが、大王地内の2筆1,417㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

623 番能生谷地区の件ですが、大王地内の2筆1,918㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

624 番能生谷地区の件ですが、大王地内の5筆1,600㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

625 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆1,418㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

626 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆2,767㎡について、更新するものです。

627 番能生谷地区の件ですが、大王地内の1筆885㎡について、借り受けて規模拡大するものです。

628 番下早川地区の件ですが、谷根地内の3筆2,803㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

629 番上早川地区の件ですが、土塩地内の1筆1,279㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

630 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の1筆807㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

631 番上早川地区の件ですが、中川原新田地内の2筆2,977㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

632 番西海地区の件ですが、市野々地内の4筆5,967㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

633 番糸魚川地区の件ですが、上刈5丁目地内の1筆1,197㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

634 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,391㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

635 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆1,018㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

636 番大野地区の件ですが、大野地内の3筆2,036㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

637 番大野地区の件ですが、大野地内の2筆1,440㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

638 番大野地区の件ですが、大野地内の1筆838㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

639 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆666㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。

640 番根知地区の件ですが、根小屋地内の3筆3,259㎡について、

	<p>農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>641 番根知地区の件ですが、根小屋地内の2筆2,576㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>642 番根知地区の件ですが、根小屋地内の1筆1,400㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>643 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆2,676㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>644 番根知地区の件ですが、東中地内の4筆2,838㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>645 番根知地区の件ですが、東中地内の1筆890㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>646 番根知地区の件ですが、東中地内の2筆3,367㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第3号 農用地利用集積計画案について、8件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、恩田委員の案件を先に審議しますので、恩田委員、退席をお願いします。</p> <p>〔恩田委員退室〕</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
石曾根主査	<p>説明いたします。34頁をご覧ください。</p> <p>18番上早川地区の件ですが、土塩、中川原新田地内の4筆5,063㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p>

議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。 〔地区委員より「異議なし」の声あり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔恩田委員入室〕
議長	次に加藤委員の案件を審議します。加藤委員、退席をお願いします。 〔加藤委員退室〕
議長 石曽根主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。36 頁をご覧ください。 22 番根知地区の件ですが、東中、根小屋地内の 15 筆 19,412 m ² につ いて、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるもので す。
議長	以上で、説明を終わります。ご審議願います。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございませ るので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。 〔加藤委員入室〕
議長 石曽根主査	その他の案件について、事務局の説明を求めます。 説明いたします。34 頁をご覧ください。 16 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 2 筆 1,986 m ² について、農 地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 17 番下早川地区の件ですが、谷根地内の 1 筆 817 m ² について、農地 中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 19 番西海地区の件ですが、市野々地内の 4 筆 5,967 m ² について、農 地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。 20 番大野、糸魚川地区の件ですが、大野、上刈 5 丁目地内の 9 筆 7,920 m ² について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り 受けるものです。 21 番小滝、根知地区の件ですが、大所、根小屋地内の 13 筆 17,833 m ² について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受ける

議長	<p>ものです。</p> <p>23 番根知地区の件ですが、別所、山口地内の 34 筆 29, 119 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議願います。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区委員のご意見がございましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第 3 の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第 4 のその他に入ります。</p>
議長	<p>日程第 4 = その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4/28(木) 午前 9 : 30 ~ 市役所 201・202 会議室
議長	<p>イ その他</p> <p>他に意見がないようでございますので、以上で閉会といたします。</p> <p>慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>